

ごみの分別と リサイクルの 手引き



	頁
「ごみの分別とリサイクルの手引き」の発行について	1
ごみの減量・リサイクルについて	2
燃えるごみの出し方	4
塩ビ製品の出し方	5
金属・小型電化製品の出し方	6
ガラス・瀬戸物の出し方	7
有害ごみの出し方	8
布類・衣類の出し方	9
古紙の出し方	10
飲料缶・飲料びんの出し方	11
容器包装のプラスチックの分け方と出し方	12
容器包装の紙の分け方と出し方	13
ペットボトルの出し方	14
クリーンセンターへの粗大ごみ等の持ち込みについて	15
家電リサイクル品の処理方法について	17
パソコンの処理方法について	18
危険物・適正処理困難物について	19
ガレキ類等不燃物の処理について	20
植物性廃食用油(天ぷら油)の拠点回収について	21
ごみの分け方・出し方早見表の改訂版について	22
ごみの分け方・出し方早見表(50音順)	24
クリーンセンターの受け入れ日時・料金について	64
クリーンセンターの位置図 ごみについてのお問い合わせ先	65

平成27年4月発行

「ごみの分別とリサイクルの手引き」の発行について

私たちは、近年の豊かで便利な生活をささえるために、大量の資源やエネルギーを消費し、そこから大量のごみを発生させています。

全国的な推移で見ると、ごみの量は年々増加の一途をたどり、とどまるところがありません。このような背景から、中播北部クリーンセンターや神河町、市川町では現在ごみの減量化を推進しています。

特に、可燃ごみの中でも生ごみは全体の約 3 割を占めており、減量の推進が急務の課題となっております。

また、その一環として、平成 27 年 4 月から「紙製容器包装」の分別区分が新たに追加されるため、既に発刊の 50 音順の「ごみの分け方・出し方早見表」に分別区分の項目を追加する必要性が生じたことをきっかけに、全面的に見直しを加えて改訂するとともに、ごみの分別や出し方について、「よりわかりやすいものを発行してほしい。」との皆様方からのご要望にお応えするために、ごみの分別区分ごとの出し方なども合せて掲載し、より一層内容の充実を努め、名称も「ごみの分別とリサイクルの手引き」として、ここに新たに発行することといたしました。大いにお役立てくださいますようお願いいたします。

皆様方のご理解とご協力のほどどうかよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 4 月

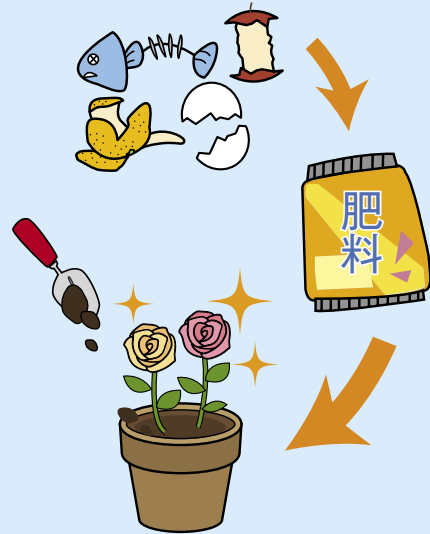
中播北部クリーンセンター
神河町・市川町

ごみ減量の目的

近年、私たちの暮らしは、ずいぶん豊かになり、生活スタイルも大きく変化しました。

その豊かな暮らしを維持するため、大量の資源やエネルギーを利用し、大量の廃棄物を生み出しています。この豊かな暮らしを維持するためには、発生した廃棄物を適正に処理しなければなりません。

そのためには、相当の処理費が必要で、その費用は当然、私たちが負担することになります。



ごみ減量と分別の必要性

ごみの量を減らさないと、残渣物が増えて最終処分地となる埋立地も足りなくなってしまいます。

新しく最終処分地をつくるには、莫大な費用がかかり、それは私たちの税金でまかなわれます。つまり、ごみの量が減らないとお金の負担がもっと増える可能性があるということです。

また、分別せずにリサイクルできるものもごみになっては、限りある資源がなくなってしまいます。

ほかにも、燃えるごみの中に金属などの異物が混入すると、機械の消耗を早め、場合によっては破損してしまうこととなり、修繕や機械の更新に大変多くの費用がかかることとなります。



リサイクルは「もったいない」から始めましょう

リサイクルは、資源の無駄遣いをなくして、大切に何度も使うこと。それは本当に「大変で難しい」ことでしょうか。

買い物をするときにマイバッグを持参し、レジ袋を断ったり、詰替えができる商品や、ばら売りのものを選んだりすることも「資源の無駄遣い」をなくすことです。また、毎日ごはんを残さずに食べたり、着られなくなった衣服をリサイクルに出すことも、「資源を大切に使う」ことになります。

決して大変なことではなく、「本当に必要な？」「もったいないな」という気持ちを持つことから、リサイクルは始まります。

まずはごみ減らしから・・・

燃えるごみの中でも生ごみは、ごみ総量の約3割を占めています。資源ごみを含め大量に消費して、大量にリサイクルすることは、実は大変なエネルギーとお金がかかります。エネルギーは地球の限りある資源であり、お金は私たちが負担する税金などによってまかなわれています。

ごみは出さないことが一番よい方法です。ごみになるものはできる限り買わない、使えるものは大切に最後まで使うという、ごみ減らしの姿勢を持ちましょう。

リサイクル商品を買いましょう

いくら資源のリサイクルをしても、その再生品をみんなが買わないとリサイクルの輪が広がりません。再生品を買うことも立派なごみ減らしです。再生品や環境にやさしい商品にはエコマークが、再生紙を利用した商品には再生紙使用マークがついています。購入のときの目印にしてください。

3 R 生活

Reduce (リデュース) — 物を大切に使いましょう。

Reuse (リユース) — ぐみを減らしましょう。
繰り返し使いましょう。

Recycle (リサイクル) — 再び資源として利用しましょう。

燃えるごみの出し方

(ステーションへの出し方)

処理の手順

- (1) 生ごみは、十分水切りをしてから出してください。
- (2) 紙おむつ類は、汚物を取り除いてから出してください。
- (3) 燃えるごみの中に、塩ビ製品が混じらないように出してください。
- (4) とじひもやファイルなどで綴ってある場合は、取り外して出してください。

※ 容器包装のプラスチックや容器包装の紙で、汚れていてリサイクルできないものは、燃えるごみで出してください。

※ 植物性の廃食用油（天ぷら油）は、回収して精製しています。町内の拠点で回収しますのでご協力をお願いいたします。（回収拠点はP21に掲載）

指定ごみ袋：赤

対象になるもの

ここに掲載しているのは一例です。詳しくは「ごみの分け方・出し方早見表」をご覧ください。（以下、同じです。）

 <p>生ごみ</p>	 <p>革靴</p>	 <p>運動靴（革製・布製）</p>	 <p>ペットボトルのキャップ</p>
 <p>洗面器（プラスチック製）</p>	 <p>CD及びCDのケース カセット・ビデオのケース</p>	 <p>発泡スチロール</p>	 <p>おもちゃ（木製・プラスチック製）</p>

対象にならないもの

ここに掲載しているのは一例です。詳しくは「ごみの分け方・出し方早見表」をご覧ください。（以下、同じです。）

 <p>金属の付いた靴 【金属・小型電化製品へ】</p>	 <p>カセットテープ 【塩ビ製品へ】</p>	 <p>ビデオテープ 【塩ビ製品へ】</p>
 <p>新聞紙 【古紙の新聞紙へ】</p>	 <p>雑誌 【古紙の雑誌へ】</p>	 <p>ダンボール 【古紙のダンボールへ】</p>

塩ビ製品の出し方

(ステーションへの出し方)

処理の手順

- (1) 塩ビ製品は、一般的にビニール製のものをいいます。
- (2) 塩ビ製品は、燃えるごみに混じらないように出してください。
- (3) ビデオテープやカセットテープは、材質は塩ビではありませんが、機械への巻付きを防止することから、塩ビ製品で出してください。

指定ごみ袋：赤（同じ日に出すペットボトルと区別するため）

対象になるもの

 <p>ラップ</p>	 <p>農業用ビニールシート</p>	 <p>カッパ</p>
 <p>長靴</p>	 <p>カセットテープ (機械への巻付きを防ぐため)</p>	 <p>ビデオテープ (機械への巻付きを防ぐため)</p>
 <p>手袋 (ビニール製)</p>	 <p>ホース</p>	 <p>マルチ (畑用農業資材)</p>
 <p>あぜシート</p>	 <p>浮き輪 (ビニール製)</p>	 <p>水道のパイプ</p>


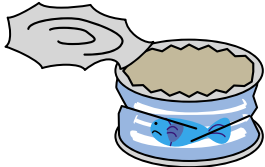
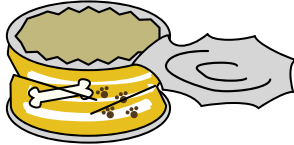
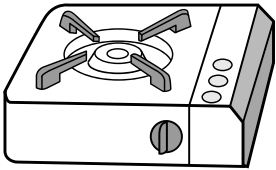
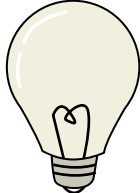
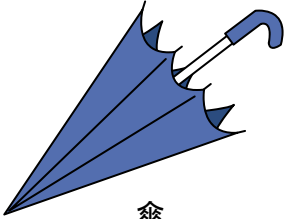

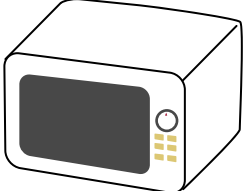
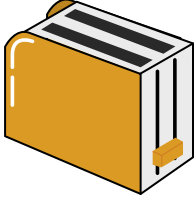


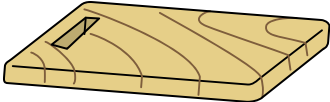
金属・小型電化製品の出し方

(ステーションへの出し方)

処理の手順

- (1) 原則指定ごみ袋に入れて出してください。
 - (2) 少しでも金属が付着しているものは、金属で出してください。
 - (3) 包丁等危険なものを出す場合は、段ボールに入れて出しても可です。この場合、内容物を明記してください。
 - (4) トタンなど長い物については、50cm以下にしてひもがけしてください。
 - (5) 缶詰の缶など食材が入っていたものは、中を洗ってから出してください。
 - (6) スプレー缶は、使い切って穴をあけてから出してください。(爆発防止)
- 指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの

 <p>ボンベ・スプレー缶 (使い切って、穴をあけてください。)</p>	 <p>魚缶</p>	 <p>ドッグフード缶</p>
 <p>カセット式コンロ</p>	 <p>電球</p>	 <p>傘</p>
 <p>電気ポット</p>	 <p>電子レンジ</p>	 <p>トースター</p>
 <p>廃ブリキ</p>	 <p>ポリ容器 (灯油等用) (硬い材質のため)</p>	 <p>まな板 (硬い材質のため)</p>

ガラス・瀬戸物の出し方

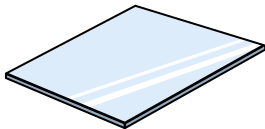

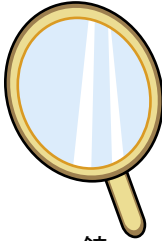
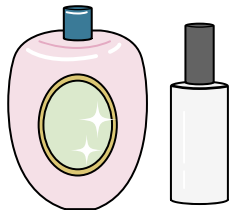
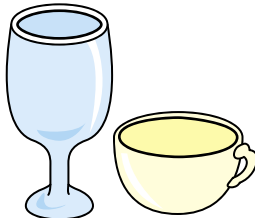
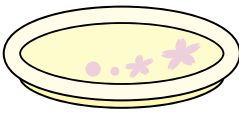

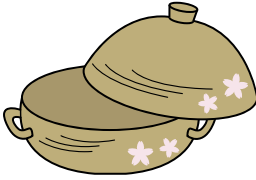
(ステーションへの出し方)

処理の手順

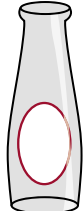
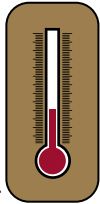

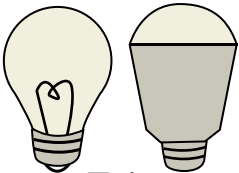
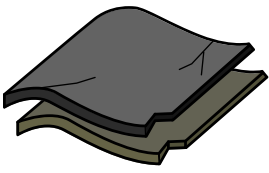
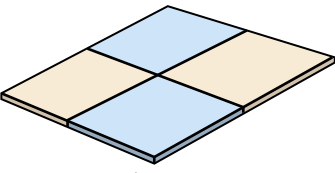
- (1) 原則指定ごみ袋に入れて出してください。
- (2) 割れたものや割れやすいものは、段ボールに入れて出しても可です。
この場合は、内容物を明記してください。
- (3) 電球は、金属・小型電化製品で出してください。(ガラスではありません)

指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの

			
板ガラス	植木鉢 (陶器製)	鏡	化粧品の容器 (ガラス製)
			
コップ (ガラス製・陶器製)	皿 (陶器製)	茶碗 (陶器製)	土鍋

対象にならないもの

		
飲料びん 【飲料缶・飲料びんへ】	温度計 【有害ごみへ】	七輪 (しちりん) 【金属・小型電化製品へ】
		
電球 【金属・小型電化製品へ】	瓦 【適正処理困難物、役場へ相談】	タイル 【適正処理困難物、役場へ相談】

有害ごみの出し方

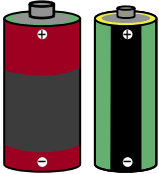
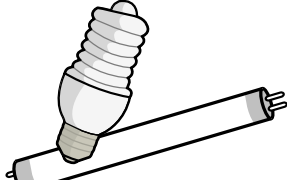


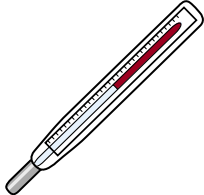

(ステーションへの出し方)

処理の手順

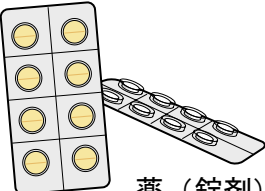
- (1) 有害ごみは、使用済乾電池や使用済蛍光灯などです。
- (2) 乾電池、体温計、温度計は指定ごみ袋の小サイズに入れて出してください。電子式の場合は金属・小型電化製品で出してください。
- (3) 蛍光灯は買ったときの紙ケースに入れるか、新聞紙に包んで出してください。

指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの

 <p>乾電池</p>	 <p>蛍光灯 (管・球)</p>	 <p>ボタン電池</p>
 <p>温度計 (電子式以外のもの)</p>	 <p>体温計 (電子式以外のもの)</p>	 <p>水銀電池</p>

対象にならないもの

 <p>電球 【金属・小型電化製品へ】</p>	 <p>薬 (錠剤) 【燃えるごみへ】</p>	 <p>ペンキが残った容器 【爆発物・危険物、受け取り不可】</p>
 <p>農薬剤 除草剤 【爆発物・危険物、受け取り不可】</p>	 <p>殺虫剤ポンベ・カセットガスポンベ 【金属・小型電化製品へ】</p>	 <p>電子式体温計 【金属・小型電化製品へ】</p>

布類・衣類の出し方

(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順


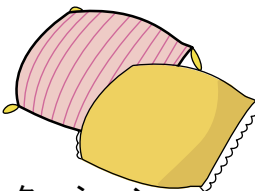
- (1) 金属が付着していても、金属ではなく「布類・衣類」として出してください。(金属やボタン等の取り外しは不要です。)
- (2) おむつ(おしめ)や汚れている下着は、燃えるごみで出してください。

指定ごみ袋：赤

対象になるもの

 セーター	 ズボン	 スカート
 下着(汚れていないもの)	 タオル・タオルケット	 ハンカチ

対象にならないもの

 おむつ(おしめ) 【燃えるごみへ】	 汚れている下着 【燃えるごみへ】	 布団 【粗大ごみで持ち込みへ】
 クッション 【燃えるごみへ】	 ぬいぐるみ 【燃えるごみへ】	 カバン 【金属・小型電化製品へ】

古紙の出し方

(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順

- (1) 新聞紙、雑誌、ダンボールの種類ごとに分けて、十文字にひもでくくって出してください。ビニールひもでくくっても可。
- (2) チラシは新聞紙と一緒に束ねてください。本類は雑誌と一緒に束ねてください。一緒に束ねられるものについては、右下に記載のとおりです。
- (3) ファイルやアルバムなど、金属製やプラスチック製のクリップ類等の異物は取り除いてください。
- (4) ビニールコート紙や防水加工紙は、燃えるごみで出してください。

指定ごみ袋：無し。ひもがけ

 <p>(ひもがけ) (ひもがけ)</p> <p>新聞紙 (チラシを含む)</p>	 <p>(ひもがけ) (ひもがけ) (ひもがけ)</p> <p>雑誌 (本を含む)</p>
 <p>(たたんで、ひもがけ)</p> <p>ダンボール</p>	<p>① 束ねられるものは、次のとおりです。</p> <p>【新聞紙と一緒に束ねられるもの】 広告紙、チラシなど</p> <p>【雑誌と一緒に束ねられるもの】 カタログ、パンフレット、週刊誌、 カレンダー、絵本、単行本、 辞書・辞典、手帳、電話帳、ノート、 コピー用紙、プリント、答案用紙、 画用紙 (未使用分)、グラフ用紙、 青焼用紙 (図面用紙) など</p> <p>② お願い 収集の日が雨天の場合は、なるべく 次回に出していただきますようお願い します。</p>

飲料缶・飲料びんの出し方

(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順

- (1) びんに付いている王冠、キャップ、ワインのコルクなどの異物を取り除き、中身を使い切って（出して）、水ですすいでから出してください。
- (2) 飲料用以外の缶は金属・小型電化製品で出してください。
- (3) 飲料用以外のびんはガラス・瀬戸物で出してください。ただし、海苔びん、コーヒーびん等食料品用のきれいなびんは飲料缶・飲料びんとして出してください。焼肉のタレ等のびんで洗えないものや汚れているものは、ガラス・瀬戸物で出してください。
- (4) 1升びんやビールびんのリターナブル（返却可能）びんは、できるだけ酒類販売店に引き取ってもらってください。

指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの



缶の場合、上記の識別マークが付いているもの

<p>Orange 生 BEER</p> <p>ジュース・ビール缶（アルミ缶）</p>	<p>Apple Grape</p> <p>ジュース缶（スチール缶）</p>
<p>調味料びん</p>	<p>ジュースびん</p>
<p>海苔 COFFEE</p> <p>海苔びん・コーヒーびん</p>	

対象にならないもの

<p>缶詰の缶</p> <p>【金属・小型電化製品へ】</p>	<p>菓子の缶</p> <p>【金属・小型電化製品へ】</p>	<p>スプレー缶</p> <p>【金属・小型電化製品へ】</p>
<p>灯油缶</p> <p>【金属・小型電化製品へ】</p>	<p>紅茶缶</p> <p>【金属・小型電化製品へ】</p>	<p>化粧品の容器（ガラス製）</p> <p>【ガラス・瀬戸物へ】</p>

容器包装のプラスチックの分け方と出し方


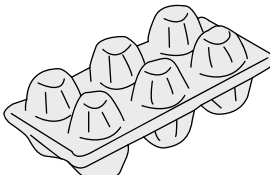
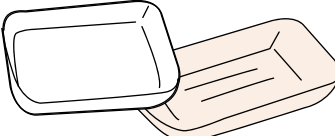



(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順


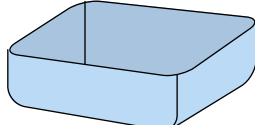


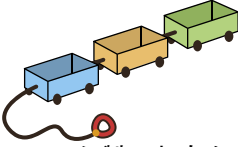
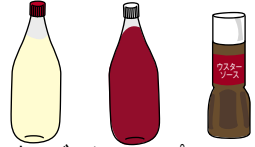
- (1) プラスチック製容器包装識別マークが付いているものを、分別して出してください。材質がプラスチックであっても、識別マークが付いていないものは、燃えるごみで出してください。
- (2) 中身を使い切ってから出してください。容器包装が汚れているとリサイクルできません。食品などの内容物が付着したものは洗っていただくか、マヨネーズ、ケチャップ、ソース等の容器で汚れが取れない場合は、燃えるごみで出してください。
- (3) お菓子の個包装（直接お菓子が入っている袋）は、容器包装のプラスチックの対象品ですが、油やチョコレート等が付いている場合は、燃えるごみで出してください。

指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの

 <p>識別マークが付いているもの</p>	 <p>卵パック</p>	 <p>白色・色付きトレイ</p>
 <p>乳酸菌飲料の容器</p>	 <p>お菓子の外袋・トレイ・個包装（きれいなものに限る）</p>	 <p>豆腐のパック・ふた</p>

対象にならないもの

 <p>ラップ ラップ 【塩ビ製品へ】</p>	 <p>プラスチック製の容器 【燃えるごみへ】</p>	 <p>プラスチック製のコップ 【燃えるごみへ】</p>
 <p>プラスチック製のハンガー 【燃えるごみへ】</p>	 <p>プラスチック製のおもちゃ 【燃えるごみへ】</p>	 <p>マヨネーズ・ケチャップ・ソースの容器 【燃えるごみへ】</p>

容器包装の紙の分け方と 出し方 (平成 27 年 4 月から実施)

(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順

- (1) 紙製容器包装の識別マークが付いているものを、分別して出してください。マークが付いていないものは、燃えるごみで出してください。
- (2) 中身を使い切ってから出してください。
- (3) 容器包装が汚れているとリサイクルできません。食品などの内容物が付着したものは取り除いていただくか、取れない場合は燃えるごみで出してください。
- (4) 牛乳パックについては、容器包装の紙とは別のものにリサイクルしますので、従来どおりスーパー等の店頭回収にご協力ください。
- (5) 紙製のひもで十文字にくくるか、紙製の袋に入れて出してください。紙製の袋に入れた場合は、中身が飛び出ないように持ち手のひもをくくって出してください。

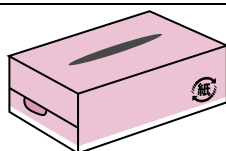
指定ごみ袋：無し。紙製のひもがけまたは紙製の袋（持ち手も紙製）を使用

対象になるもの

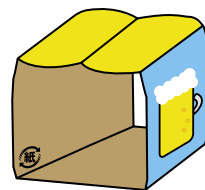
収集の日が雨天の場合は、なるべく次回に出していただきますようお願いいたします。



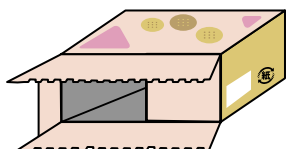
識別マークが
付いているもの



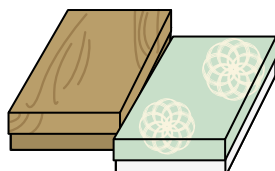
ティッシュペーパーの箱
【取出口の透明のナイロン部分は
容器包装のプラか燃えるごみへ】



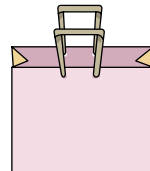
缶ビールの包箱



菓子の空き箱

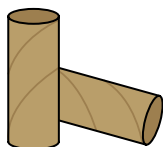


お供え品や供養品の箱

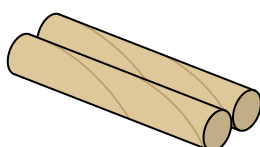


紙製の袋

対象にならないもの



トイレットペーパーの芯（紙製）
【燃えるごみへ】



ラップ・アルミホイルの芯（紙製）
【燃えるごみへ】



識別マークの無い紙
【燃えるごみへ】

ペットボトルの出し方

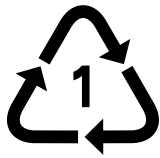





(ステーションへの出し方)

リサイクルの手順

- (1) キャップ、ラベルを取り除き、キャップは燃えるごみで、ラベルは容器包装のプラスチックで出してください。
- (2) リングや取っ手の取り外しは不要です。
- (3) ボトルの中身を空にして、軽くゆすいで水切りしてから出してください。

指定ごみ袋：神河町は青、市川町は緑

対象になるもの

 <p>PET</p> <p>識別マークが 付いているもの</p>	 <p>飲料用ペットボトル</p>	 <p>酒類用ペットボトル</p>
 <p>しょうゆのペットボトル</p>	 <p>食酢のペットボトル</p>	 <p>調味料のペットボトル</p>

対象にならないもの

 <p>食用油のペットボトル 食用油のプラスチックボトル 【燃えるごみへ】</p>	 <p>シャンプーのボトル 【容器包装のプラスチックへ】</p>	 <p>ソース類のペットボトル 【燃えるごみへ】</p>
--	---	---

クリーンセンターへの 粗大ごみ等の持ち込みについて

(平日も持ち込み可能です。)

処理の手順

- (1) 粗大ごみはステーションでの収集はありません。クリーンセンターへ直接持ち込んでください。
- (2) 持ち込みができるごみの種類は、
家庭系は、「燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ」です。
事業系は、「燃えるごみ、燃えないごみ」です。
- (3) 家庭系のごみを持ち込みできる日時は、
平日の場合は、月曜日から金曜日の午後 1 時～午後 3 時 30 分です。
休日の場合は、偶数月の第 3 日曜日の午前 9 時～11 時 30 分と午後 1 時～午後 3 時 30 分です。
- (4) 事業系のごみを持ち込みできる日時は、
平日の月曜日から金曜日の午前 9 時～午前 11 時 30 分です。
なお、事業系の粗大ごみ及び塩ビ製品は受付できません。
- (5) 衣類・布類を持ち込む場合は、必ず指定ごみ袋（赤または事業所専用）に入れて持ち込んでください。
- (6) 1 回の搬入量については、施設の処理能力上、軽四トラック 1 車程度分をお願いします。1 日では計 2 回程度までをお願いします。
- (7) 持ち込み可能な粗大ごみのサイズは、幅 1m、奥行 1m、高さ 2m までのものです。丸太の場合は、太さが 10cm、長さが 2m までのものです。長い物を出す場合は、ひもでくくって出してください。
- (8) 必ず分別をしてから持ち込んでください。受け入れがスムーズにできます。分別区分はステーションへの出し方に従ってください。
- (9) 持ち込み料金が必要です。

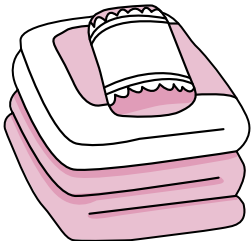
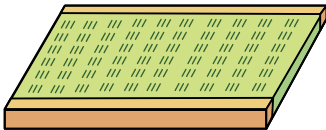
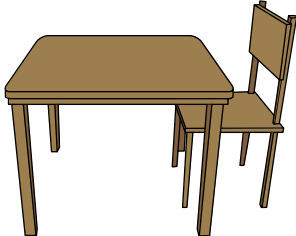



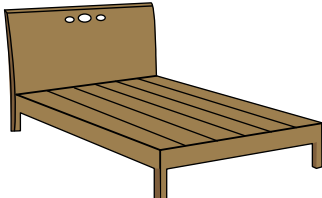

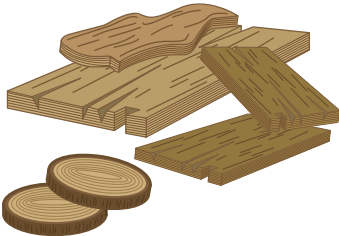
家庭系	100 kgまで 500 円。100 kgを超える場合は、10 kg増すごとに 50 円を加算。
事業系	100 kgまで 1,250 円。100 kgを超える場合は、10 kg増すごとに 125 円を加算。

指定ごみ袋：家庭系 布類・衣類については、赤
事業系 布類・衣類については、赤又は事業所専用

クリーンセンターへの粗大ごみ等の持ち込みについて（続き）

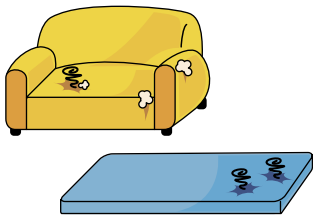
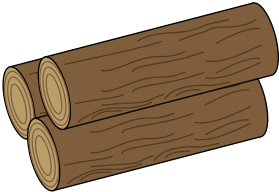
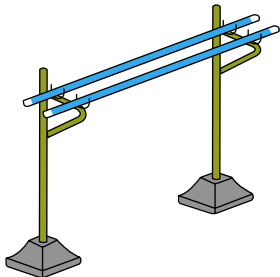
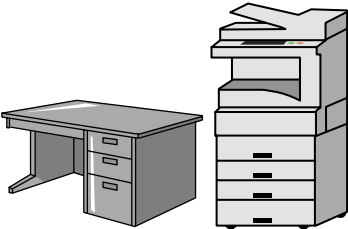
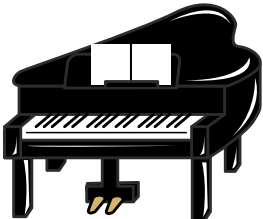

対象になるもの

ここでは粗大ごみの対象になるもののみを掲載しています。
粗大ごみ以外の持ち込みについては、各ごみの出し方（前掲）に従ってください。

 <p>布団</p>	 <p>たたみ</p>	 <p>机・椅子</p>
 <p>カーペット</p>	 <p>タンス</p>	 <p>自転車</p>
 <p>ベッド</p>	 <p>ゴルフクラブ・バック</p>	 <p>木切れ</p>

対象にならないもの

以下のものは、持ち込みができないものです。

 <p>スプリングがついたままの マットレスやソファ (取り外してから持込み)</p>	 <p>10cmを超える太い物</p>	 <p>2mを超える長い物</p>
 <p>事業系の粗大ごみ</p>	 <p>ピアノ</p>	 <p>田んぼのわら 【適正処理困難物、受け取り不可】</p>

クリーンセンターへの粗大ごみ等の持ち込みについて

家電リサイクル品の処理方法について

【対象品】

1	テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
2	エアコン、室外機
3	洗濯機、衣類乾燥機
4	冷蔵庫、冷凍庫

上記の家電品は、ステーションへの搬入やクリーンセンターへの持ち込みもできません。処理については、販売店にご相談ください。

フロンガスは、エアコンや冷蔵庫の冷媒、洗浄剤として利用されてきましたが、オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響する物質として、現在では製造及び使用の中止などの規制が強まっています。こうした中、平成21年4月に家電リサイクル法が見直され、上記の家電品目は製造業者に引き取り責任が生じるため、クリーンセンターではテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の収集は行っておりません。持ち込みも受付けておりません。

不要になった上記の家電品は、販売店等に「再商品化費用」と「回収・運搬費用」を支払って引き取ってもらってください。

平成 26 年 4 月現在

●消費者が負担する費用の目安 ※一般財団法人家電製品協会 指定法人業務センター

再商品化費用

テレビ	大(16型以上)	2,916円
	小(15型以下)	1,836円
エアコン	大小区分無し	1,620円
洗濯機・衣類乾燥機	大小区分無し	2,592円
冷蔵庫・冷凍庫	大(171ℓ以上)	4,968円
	小(170ℓ以下)	3,888円

+

回収・運搬費用

(販売店により異なります)
1,500円～2,000円程度

【処理方法】

- (1) 同じ品目を買い替える場合
新しい商品を買う販売店に依頼してください。
- (2) 廃棄だけしたい場合
その商品を買った販売店に相談してください。
- (3) 買った販売店が遠い、既に無い、わからない場合
お近くの販売店にご相談ください。
- (4) ご自身で持ち込みをする場合
郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、下記の指定引取場所に直接搬入してください。

【指定引取場所】

淡路共正陸運(株) 姫路営業所	姫路市白浜町宇佐崎南 2-27 電話 079-246-3630 FAX 079-246-3711
栄運輸(株) 南営業所	姫路市飾磨区妻鹿 1541-9 電話 079-240-1500 FAX 079-240-0500

※ 搬入日時等については、事業所に直接お問い合わせください。

パソコンの処理方法について

パソコンリサイクルの対象となる機器については、ステーションへの搬入やクリーンセンターへの持ち込みもできません。下記により処理をお願いいたします。

■パソコンリサイクルの対象となる機器

- ①デスクトップパソコン本体
- ②ノートパソコン
- ③液晶ディスプレイ
- ④液晶ディスプレイ一体型
- ⑤CRT(ブラウン管)ディスプレイ
- ⑥CRT(ブラウン管)ディスプレイ一体型
「購入時の標準添付品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）も一緒に回収されます。」

■パソコンリサイクルの対象とならないもの

- ①プリンター
- ②スキャナー
- ③ワープロ
- ④ワークステーション/サーバ
- ⑤ゲーム機
- ⑥取扱説明書/マニュアル
- ⑦CD-ROMなどの記録メディア

対象とならない上記のものは、金属・小型電化製品や粗大ごみ等の分別区分に従って、ステーションへの搬入やクリーンセンターへの持ち込みが可能です。

■処理の流れ

- (1) メーカーに直接回収を申し込みます。
- (2) メーカーから送付される振込用紙でリサイクル料金を支払います。
※ PCリサイクルマークが添付されているパソコンは、料金の支払いが不要です。
- (3) メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されてきますので、梱包して伝票を貼り付けます。
- (4) 最寄りの郵便局へ持ち込むか、郵便局に戸口回収を申し込みます。
- (5) 集められた廃棄パソコンは、再資源化センターに配送されます。
- (6) 再資源化センターで、材質ごとに分けられて資源へと生まれかわります。
- (7) 回収再資源化料金（リサイクル料金）は、メーカー各社の配布物やホームページで紹介されています。一例は次のとおりです。

平成26年12月現在

メーカー名	製品	単位	金額(税込) (運送費込)
富士通	デスクトップ本体	1台 (ユニット)	3,240円
NEC	ノートパソコン		
Apple	液晶ディスプレイ		
SONY	液晶ディスプレイ一体型		
東芝	CRT(ブラウン管)ディスプレイ	1台 (ユニット)	4,320円
パナソニック	CRT(ブラウン管)ディスプレイ一体型		

※ CRT(ブラウン管)ディスプレイとデスクトップ本体とを一緒にリサイクルする場合等は、上記の金額を合算した金額となります。

メーカーが不明のパソコンは、「パソコン3R推進センター」にお問い合わせください。 TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-609

危険物・適正処理困難物について

次に掲げるごみについては、ステーションへの搬入やクリーンセンターへの持ち込みもできません。専門業者に処理を依頼してください。

爆発物・危険物等

適正に処理をしないと、人体に危険があったり、処理施設や収集車を損傷したり、爆発・火災を招くなど環境に悪影響を及ぼすもの。

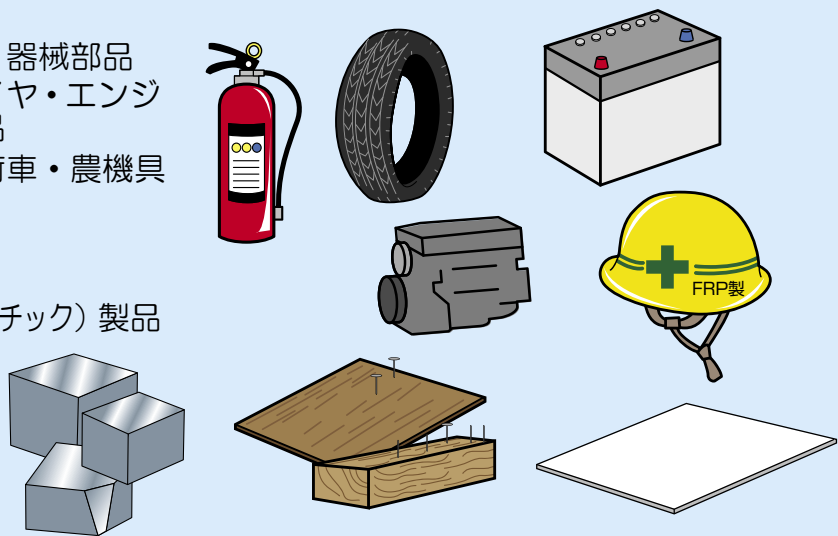
- ガスボンベ
- 発煙筒
- 火薬、薬品、農薬、石油類
- 廃油、塗料（ペンキ等）、シンナー、接着剤等の中身が残っている容器
- 金属粉末
- 感染性廃棄物（注射器・輸血セット等）



適正処理困難物

大きすぎたり、硬すぎたり、詰まったりしてクリーンセンターの処理能力を超えるもの。

- 消火器
- 自動車のタイヤ・器械部品
- オートバイのタイヤ・エンジン・その他の部品
- 大型リヤカー・荷車・農機具等のタイヤ
- バッテリー
- 農機具
- FRP（強化プラスチック）製品
- ピアノ
- 鉄塊
- 建築廃材
- 石膏ボード
- 断熱材
- わら類
- 残土・コンクリート片・ブロック片・瓦・タイル・レンガ等のガレキ類（ガレキ類の処理についてはP20をご覧ください。詳しい手続きや料金は役場環境対策担当課へお問い合わせください。）



ガレキ類等不燃物の処理について

ガレキ類等の不燃物については、クリーンセンターでは受け入れできません。各町に処分場がありますので、役場環境対策担当課にお問い合わせください。搬入場所等については、以下のとおりです。

【神河町】

処分場の名称等	神河町鍛冶字ニガ竹 108 番地 神河町建設残土砂等処分地 ☎0790-34-0104
対象物	①家屋の解体に伴うもの 残土砂、壁土、瓦片、コンクリート片、ブロック片、レンガ片 ②建設工事に伴うもの 残土砂
大きさ	20cm以下（自然石は除く）
搬入できないもの	①搬入物の大きさが 20cm以上のものや鉄、木、竹、ビニール、プラスチック、ガラス等 ②アスベストを含んだもの（スレート・石膏ボード等） ③町外から発生したもの
搬入日時	毎週月曜日・水曜日・金曜日の3日間（ただし、祝日は休場） 午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00
休場日	8/13～8/15、12/28～1/4
搬入料金	神河町役場へお問い合わせください。
相談窓口	神河町役場 住民生活課（☎0790-34-0963） 神河町役場 神崎支庁舎地域局（☎0790-32-1222）
手続	①申込書に記入（認印要）（請負の場合は、申出者も業者も押印要） ②搬入券の購入（役場住民生活課又は神崎支庁舎で購入） ③処分場へ搬入

【市川町】

処分場の名称等	市川町上瀬加 443 番地 一般廃棄物埋立最終処分場 ☎0790-27-0358
対象物	瓦、壁土、ブロック片、コンクリート片
大きさ等	最大径が概ね 20cm以下に破碎され、中空状態でないもの
注意事項	鉄筋を含んだものは不可
搬入できないもの	①可燃性物質、木くず、アスベスト類（スレート、石膏ボード等）、燃え殻、ガラス類、金属類、土砂、石、砂 ②事業所から発生するもの ③町外から発生したもの
搬入車両	最大積載量 4 トン以下。（深ボデー車両での搬入は禁止）
搬入時間	午前 9:00～12:00、午後 13:00～17:00
休場日	水曜日、土曜日、日曜日、祝日、お盆休み、年末年始
手数料額	市川町役場へお問い合わせください。
相談窓口	市川町役場 住民税務課（☎0790-26-1011）
手続内容	①不燃物の処理に関する証明書に区長印を押印いただいた後、処理場用の証明書 1 部、認印、手数料を持参のうえ、上瀬加処分場へ直接搬入。 ②搬入の際は、申出者（又は家族の方）が運転又は同乗し、最初に手続きを行う。 ③手数料は、当日の最終搬入時に支払う。 ④証明書の有効期限は、証明日から 1 週間。 ⑤申出書及び投棄内容に虚偽又は不正があった場合は、投棄中止及び投棄物搬出の措置を取らせていただきます。
手続に必要なもの	①不燃物に関する証明書（区長さん保有） ②申出者及び搬入者の印鑑 ③投棄手数料
届出期間 申請期日	搬入日の 2～3 日前又は搬入当日

ガレキ等不燃物の処理について

植物性廃食用油(天ぷら油)の拠点回収について

植物性の廃食用油は、回収して精製するとディーゼル自動車の燃料(BDF)として再利用することができます。使用済みの天ぷら油は、町内で拠点回収していますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、動物性の油は再利用できませんので出さないようお願いいたします。また、天かす等の異物は必ず取り除いてください。

■出し方

回収拠点に回収ボックスを置いてありますので、ペットボトル等に入れて持参いただき、回収ボックスに移してください。周辺を汚さないよう移してください。ペットボトル等は必ずお持ち帰りください。

■町別の回収拠点 (下表に記載のとおりです。)

【神河町】

番号	回収拠点	持ち込み可能日	備考
1	銀ビル生鮮パワー神崎店	全日可	
2	エコーブ近畿栗賀店	//	
3	スーパー又右衛門寺前店	//	
4	村営ふれあいマーケット長谷店	木曜日以外	
5	上小田区 活動促進センター	全日可	モデル地区
6	上小田区 ゲートボール場	//	//
7	上小田区 上小田バス停前	//	//
8	南小田区 農村環境改善センター	//	//
9	南小田区 横瀬集会所	//	//
10	南小田区 日和バス停前	//	//
11	根宇野区 宮の上組集会所	//	//
12	根宇野区 水口組集会所	//	//
13	根宇野区 根宇谷口組集会所	//	//

【市川町】

番号	回収拠点	持ち込み可能日	備考
1	いわさわストアー	日曜日以外	
2	ひのストアー市川店	水曜日以外	
3	市川町就業改善センター	平日のみ	
4	コミュニティセンター岡部会館	水曜日以外	
5	コミュニティセンター笠形会館	//	
6	市川町保健福祉センター	平日のみ	
7	市川町公民館	//	
8	市川町老人福祉センター	月曜日以外	
9	屋形ゲートボール練習場前	全日可	モデル地区
10	屋形子ども広場	//	//
11	メゾンドール屋形A棟前	//	//
12	初鹿野バス停前	//	//

■回収日

一部の拠点を除き、毎月第3水曜日に回収いたします。回収された廃食用油はクリーンセンターに集められます。

ごみの分け方・出し方早見表の改訂版について

ごみ固形燃料化施設及びリサイクルプラザ施設の稼働により、「50音順」のごみの分け方・出し方早見表の初版を発行してから11年と数か月が経過しましたが、平成27年4月から新たな分別区分の「容器包装の紙」が導入されることにより、項目を追加するとともに、全面的に見直しを加えて、改訂版として皆様にお届けいたします。

1 この表の見方

ごみの品目を「50音順」に並べて、品目ごとに分別区分と出し方のポイントを掲載していますので、頭文字から検索してください。

2 色分けについて

分別区分別に色分けしています。分別区分による色分けは次表のとおりです。ごみ収集カレンダーと同じ色分けです。指定ごみ袋の色等も次表のとおりです。

番号	分別区分	色分け		指定ごみ袋の色等	
		色名	実色	神河町	市川町
1	燃えるごみ	ピンク		赤	赤
2	塩ビ製品	薄青		赤	赤
3	金属・小型電化製品	緑		青	緑
4	ガラス・瀬戸物	肌色		青	緑
5	有害ごみ	黄緑		青	緑
6	布類・衣類	グレイ		赤	赤
7	古紙	藍		ひもがけ	ひもがけ
8	飲料缶・飲料びん	青		青	緑
9	容器包装のプラスチック	紫		青	緑
10	容器包装の紙	黒背景に 白色文字		紙ひもがけ または 紙製の袋 に入れる	紙ひもがけ または 紙製の袋 に入れる
11	ペットボトル	黄		青	緑
12	粗大ごみ（直接搬入）	白		持ち込みのみ (収集はありません)	
13	回収不可	だいたい		—	—
14	拠点回収の紙	白		—	—

3 ごみの出し方の注意事項

- ① できるだけ水分を切って、1袋当り片手で持てる程度の重さ（6kg程度）にしてください。
- ② 指定袋や段ボール箱等には、氏名（フルネーム）を書いてください。
- ③ 指定袋の使用時は、中身が見えるようにしてください。中にレジ袋等を入れるなど二重袋の使用はご遠慮ください。
- ④ ステーションに出すのは、1回につき5～6袋までとしてください。
- ⑤ ステーションには、午前8時までに出してください。
- ⑥ ステーションに出す場合は、長い物は50cm以下に切って出してください。（ステーションへは50cm以下のものしか搬入できません。50cm以上2m未満のものは直接クリーンセンターへの持ち込みとなります。）
ひも類については、10cm以下に切って出してください。
- ⑦ 少しでも金属が付着しているものは、「金属」として出してください。ただし、衣類は金属が付いていても「布類・衣類」として、赤色の指定袋に入れて出してください。
- ⑧ 刃物等危険なものを出す場合は、段ボールの中に入れて出しても可ですが、この場合は内容物を明記して出してください。氏名も書いてください。
- ⑨ 粗大ごみは、幅1m、奥行1m、高さ2mまでのものとします。クリーンセンターへ直接持ち込んでください。粗大ごみはステーションでの収集はありません。

4 ホームページへの掲載とアクセス方法

この50音順の早見表は、神河町及び市川町のホームページに掲載していますので、そちらからもご欄いただけます。下記の手順によりアクセスしてください。必要な場合は印刷も可能です。

【神河町】

手順①	ホームページにアクセスする。 アドレスは、 http://www.town.kamikawa.hyogo.jp
手順②	生活便利帳の「生活・環境」をクリックする。
手順③	「ごみに関する情報」の中から、「関連情報はこちら」の「平成〇〇年神河町ゴミ収集カレンダーの掲載について」をクリックする。
手順④	「『ごみの分別 早見表』」をクリックする。

【市川町】

手順①	ホームページにアクセスする。 アドレスは、 http://www.town.ichikawa.hyogo.jp
手順②	生活便利帳の「ゴミ・環境・暮らし」をクリックする。
手順③	「ごみの分け方・出し方早見表・収集カレンダー」をクリックする。
手順④	「ごみ分別早見表」をクリックする。